

元児保第1861号
令和元年10月25日
(2019年)

吹田市個人情報保護審議会

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

病児・病後児保育予約システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理に係る個人情報保護について

吹田市病児・病後児保育予約システム業務に伴う新たな電子計算機処理について

<p>1. 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例 12 条) 電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例 13 条)</p>
<p>2. 対象業務</p>	<p>病児・病後児保育予約システム業務</p>
<p>3. 業務概要</p>	<p>1 目的・効果 病児・病後児保育事業の委託先に予約システムを導入します。現在は 3 か所 (2 か所委託、1 か所補助金交付) 運営していますが、令和元年度末には 6 か所 (5 か所委託、1 か所補助金交付) に拡充予定であり、各業者に対して同じシステムを導入する予定です。 システム導入によりオンラインでの予約が可能になり、利用希望者が簡単に予約することができます。 また、病児・病後児保育室間で利用児童の病名を共有することにより、同じ病気であれば、同じ部屋で保育できるため、より多くの児童を受け入れることができます。</p> <p>2 現状 病児・病後児保育事業を利用するにあたり、利用希望者は各受入先へ電話予約を行っています。 各受入先は他の受入施設の空き状況を把握していないことから、自施設の受け入れの可否のみを回答し、他の施設を案内することができず、同事業が効率的に運用できていない面があります。</p> <p>3 個人情報の取扱い、セキュリティ対策 取得した個人情報は吹田市と病児・病後児保育事業を行う業者のみで保有します。データは専用サーバ又はクラウド上で管理します。データを吹田市及び業者間で電送する必要がありますが、リスク対策として専用線又は無線による通信を用いています。</p>
<p>4. 個人情報の内容</p>	<p>保護者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、利用児氏名、利用児フリガナ、利用児性別、利用児生年月日、キャンセル回数、利用日、利用日時、保育室名、病名</p>

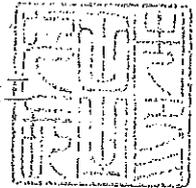
5. 審議に諮る理由	<p>今回の業務が、これまで手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。</p> <p>また、市、各委託業者等の中で通信回線を利用するため、吹田市個人情報保護条例第13条により、審議会の意見を聴かなければならないため。</p>
6. 今後の予定	令和2年9月 稼働予定
7. 担当室課	児童部保育幼稚園室



元健休第 157 号
令和元年 10 月 25 日
(2019 年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

電子カルテシステムに係る個人情報の保護について

電子カルテシステム構築業務に伴う新たな電子計算機処理について

1. 諮問する項目 (諮問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項)
2. 対象業務	電子カルテシステム構築業務
3. 業務概要	<p>1 目的</p> <p>休日急病診療所については、令和 2 年 4 月に恒久移転を予定しております。</p> <p>現在、診療業務については、カルテ作成を始めとして診療、会計、薬剤交付まで全て手書き処理での対応を行っていますが、電子カルテを導入することにより、診療業務の円滑な運営と事務の効率化を図るものです。</p> <p>2 効果</p> <p>電子カルテの導入により、診療から会計までの処理時間の短縮等事務の効率化を図ることが可能となります。</p> <p>また、レセプト処理の正確化、省力化、迅速化、を図ることが可能となります。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>「別紙 2-1 ネットワーク構成及び 2-2 システム構成」参照</p> <p>本システムは、日本医師会標準レセプトソフト (ORCA) を利用します。受付事務担当者が診療の受付業務を行うにあたり、患者情報を ORCA に入力することにより診療所内の ORCA サーバに患者情報を保存します。</p> <p>この ORCA サーバは診療所内の電子カルテサーバと連携しており、医師、その他医療従事者は電子カルテサーバ上の患者情報に診療内容を追加入力し、必要に応じて各種オーダー等を施設内のプリンターから印刷します。</p> <p>診察終了後は、診療内容が電子カルテサーバから ORCA サーバにデータが送信され、会計情報を自動的に作成します。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>本システムは、別紙 2-1、2-2 に示すネットワーク構成及びシステム構成で構築します。</p>

	<p>基本的にはローカルエリアネットワーク内で電子カルテシステムは稼働します。個人情報等のデータは閉じたローカルネットワーク内での通信に限定しており、USB等外部媒体も使用出来なくする事により、外部への流出を防ぎます。併せて各操作のログ管理を行います。</p> <p>ORCA については、サーバのみプログラム更新、マスタ更新を外部インターネット接続する必要があります。施設内サーバからインターネット回線を通じて、取得する方式です。WindowsUpdate 機能同様、プログラム更新、マスタ更新情報の有無確認のために、ORCA が管理するサーバに接続し、更新情報があれば、ダウンロードする機能ですので、診療所内の情報を外部に通信するものではありません。また、ファイヤーウォールにより、外部からのデータアクセスは不可能になっております。</p>
4. 個人情報の内容	別紙1 個人情報記録項目一覧のとおり
5. 審議に諮る理由	今回の業務が、これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。
6. 今後の予定	令和2年4月～5月 稼働予定
7. 担当室課	健康医療部 地域医療推進室 休日急病診療所

元 税 税 第 5 0 5 号
令和元年10月24日
(2019年)

吹田市個人情報保護審議会
会 長 様

吹田市長 後藤 圭



マイナンバー法に基づく地方税の賦課・徴収に関する事務に係る
特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、下記の事項に係る意見を聴くこと（第三者点検）について諮問します。

記

地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
(全項目評価書)